

3 地下水モニタリング調査業務委託仕様書

- 1 事業名 3 地下水モニタリング調査業務委託
- 2 調査目的 市域の地下水質の状況を把握することを目的とする。
- 3 調査地点 市内井戸 18ヶ所
- 4 検査項目 別紙 1 のとおり
- 5 定量下限値及び測定方法
別紙 1 のとおり。ただし、指定したそれぞれについて疑義等ある場合は、市担当職員へ報告し、指示を受けること。
- 6 サンプルング サンプルングに係る費用はすべて受託者の負担とする。
- 7 その他 受託者は、本業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 8 結果報告 濃度計量証明書を 3 部提出すること。
- 9 履行期限 令和 4 年 3 月 15 日

別紙1

検査項目及び定量下限値

検査項目	定量下限値	測定方法
原水40項目		
1 一般細菌	—	平成15年厚生労働省告示第261号
2 大腸菌	—	平成15年厚生労働省告示第261号
3 カドミウム及びその化合物	0.0003mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
4 水銀及びその化合物	0.00005mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
5 セレン及びその化合物	0.001mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
6 鉛及びその化合物	0.001mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
7 ヒ素及びその化合物	0.001mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
8 六価クロム化合物	0.005mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.1mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
11 亜硝酸態窒素	0.004mg/L	平成15年厚生労働省告示第262号
12 フッ素及びその化合物	0.08mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
13 ホウ素及びその化合物	0.1mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
14 四塩化炭素	0.0002mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
15 1,4-ジオキサン	0.005mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
17 ジクロロメタン	0.002mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
18 テトラクロロエチレン	0.001mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
19 トリクロロエチレン	0.001mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
20 ベンゼン	0.001mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
21 亜鉛及びその化合物	0.1mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
22 アルミニウム及びその化合物	0.02mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
23 鉄及びその化合物	0.03mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
24 銅及びその化合物	0.1mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
25 ナトリウム及びその化合物	0.1mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
26 マンガン及びその化合物	0.005mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
27 塩化物イオン	0.1mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
28 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	0.1mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
29 蒸発残留物	0.1mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
30 陰イオン界面活性剤	0.02mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
31 ジェオスミン	0.000001mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
32 2-メチルイソボルネオール	0.000001mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
33 非イオン界面活性剤	0.002mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
34 フェノール類	0.0005mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
35 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.1mg/L	平成15年厚生労働省告示第261号
36 pH値	—	平成15年厚生労働省告示第261号
37 味	—	平成15年厚生労働省告示第261号
38 臭気	—	平成15年厚生労働省告示第261号
39 色度	—	平成15年厚生労働省告示第261号
40 濁度	—	平成15年厚生労働省告示第261号
地下水環境基準11項目(地下水環境基準28項目のうち上記物質を除く)		
1 アルキル水銀	0.0003mg/L	平成9年環境庁告示第10号
2 PCB	0.0003mg/L	平成9年環境庁告示第10号
3 塩化ビニルモノマー	0.0002mg/L	平成9年環境庁告示第10号
4 1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L	平成9年環境庁告示第10号
5 1,1-ジクロロエチレン	0.01mg/L	平成9年環境庁告示第10号
6 1,1,1-トリクロロエタン	0.1mg/L	平成9年環境庁告示第10号
7 1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L	平成9年環境庁告示第10号
8 1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/L	平成9年環境庁告示第10号
9 チウラム	0.0006mg/L	平成9年環境庁告示第10号
10 シマジン	0.0003mg/L	平成9年環境庁告示第10号
11 チオベンカルブ	0.002mg/L	平成9年環境庁告示第10号

地下水モニタリング調査業務委託 位置図

